

## 第14回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均  
田中 秀和  
五十嵐 信義  
遠藤 文男  
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第14回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

**【出席した内容について口頭で報告】**

・令和3年度 新潟県農業委員会大会

期 日：11月22日(月)

会 場：朱鷺メッセ メインホール

出席者：内藤会長、森山職務代理、諸橋委員、三輪推進委員、  
遠藤推進委員、関本主任

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、9件の報告がございます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 本件は合意解約であり、賃借権設定(利用権設定)がされている当該耕地について、別の耕作者に設定されるものであります。この後の議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書7ページからご覧ください。  
【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第1号について説明します。議案書7ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。  
申請は2筆あり、使用貸借権設定による一般住宅建築敷地等への転用となります。  
住宅施工部分の申請地については現在、休耕となっていますが、宅地への乗り入れ部分については、違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。始末書の内容及び申請人へ聞き取りによると、平成7年に亡くなった譲渡人の父により、当該地番の登記地目が畑に変更されましたが、過去に現地が宅地であり周辺の土地が宅地であることから、登記地目が現在も宅地であると判断し、土地の登記地目等を確認せず、平成28年頃に近隣居住者や申請人のための砂利を敷いてしまい、乗り入れ道として現在に至りました。始末書の内容からも以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。  
なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、500メートル以内に小学校、医療施設等の施設があることから「第3種農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われまます。説明は以上です。

議長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

5番 11月11日(木)に現地確認をしてまいりましたが、現地は議事資料の写真のとおりとなっておりました。事務局が説明したとおり、宅地への乗り入れ部分の申請地については、宅地であると誤って認識し、農地法の許可が必要であることを失念したことが原因と考えられますが、始末書の内容等から譲渡人及び譲受人本人の故意によるものではないと判断でき、反省と取れる内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思えます。

また、住宅施工部分は休耕地であり、過去に畑をしていたマルチの跡が確認できました。

本案件の申請地につきましては、事務局が説明したとおり、農用地区域外であり、水道管、下水道管の沿道の区域であり、かつ、500メートル以内に小学校、医療施設等の施設があることから、第3種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われまます。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局及び地区担当委員の説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1 番 譲受人は現在町外に在住しているが、建築後に転入するということか。

事務局 住宅建築完了後に転入予定とのことですが。  
なお、申請上の工事完了予定は令和4年5月31日となっております。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書8ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の新規設定10件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第14回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年11月25日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
2 番 ⑩

議事録署名委員  
4 番 ⑩